

※改定後の使用料は、令和3年10月検針分から適用になります。

○使用料単価（2か月分）

区分	使用水量 (立方メートル)	金額	
		現行	改定後
基本使用料	0 ~ 16	2,200 円	2,540 円
超過使用料 (1立方メートル当たりの単価)	17 ~ 40	132 円	154 円
	41 ~ 100	171 円	198 円
	101 ~ 200	223 円	258 円
	201 ~ 500	242 円	278 円
	501 ~ 1,000	260 円	297 円
	1,001 ~ 2,000	270 円	308 円
	2,001 ~	275 円	313 円
温泉及び公衆浴場汚水 (1立方メートル当たりの単価)		77 円	88 円

*使用料は、上の表に定めるところにより算出して得た額に100分の110を乗じて得た額となります。

(計算例)

例えば、2か月分の水道使用水量が50m³の場合、改定後の下水道使用料は9,037円となります。

☆計算方法

16 m ³ まで		2,540 円 ①	
17 m ³ から40 m ³ までの24 m ³			
154 円 × 24 m ³	=	3,696 円 ②	合計(①+②+③) 8,216 円
41 m ³ から50 m ³ までの10 m ³			消費税相当額 821 円
198 円 × 10 m ³	=	1,980 円 ③	下水道使用料 9,037 円

○使用水量ごとの使用料の例 (2か月分の消費税額込みの金額)

使用水量 (立方メートル)	現 行	改 定 後	改 定 差 額
16	2,420円	2,794円	374円
20	3,000円	3,471円	471円
30	4,452円	5,165円	713円
40	5,904円	6,859円	955円
50	7,785円	9,037円	1,252円
60	9,666円	11,215円	1,549円
70	11,547円	13,393円	1,846円
80	13,428円	15,571円	2,143円
90	15,309円	17,749円	2,440円
100	17,190円	19,927円	2,737円

使用料の額は、次の速算式で簡単に算出できます。

○速算式 (2か月分の消費税額込みの金額)

0 ~ 16 m ³	基本料金 2,794円
17 ~ 40 m ³	使用水量×169.40 + 83.6円
41 ~ 100 m ³	使用水量×217.80 - 1,852.4円
101 ~ 200 m ³	使用水量×283.80 - 8,452.4円
201 ~ 500 m ³	使用水量×305.80 - 12,852.4円
501 ~ 1,000 m ³	使用水量×326.70 - 23,302.4円
1,001 ~ 2,000 m ³	使用水量×338.80 - 35,402.4円
2,001 m ³ ~	使用水量×344.30 - 46,402.4円

例えば、水道使用水量が50 m³の場合は、

$$50 \text{ m}^3 \times 217.80 - 1,852.4 \text{ 円} = 9,037 \text{ 円} \text{ となります。}$$



ドクターマンホール